

群馬県警察署協議会運営規則

平成13年3月30日
公安委員会規則第6号
改正平成23年2月28日公安委員会規則第1号
改正令和4年3月9日公安委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第4項及び群馬県警察署協議会条例（平成13年群馬県条例第12号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、警察署協議会の議事の手続その他警察署協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 各警察署協議会の委員の定数は、別表のとおりとする。

(会議)

第3条 警察署協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及びその職務を代理する者とともに事故があるとき、又は会長及びその職務を代理する者がともに欠けたときの会議は、警察署長が招集する。

- 2 警察署長は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。
- 3 警察署協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 警察署協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(解嘱理由)

第4条 条例第4条第3項に規定する特別の理由がある場合は、委員の死亡、心身の故障、当該警察署の管轄外への転居等委員としての責務を果たすことができないと認められる場合とする。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年群馬県条例第35号）の規定に基づき、警察署協議会の委員に対して支給する報酬は日額11,000円とし、委員が公務のために旅行したときに支給する旅費の額は一般職の職員の行政職給料表の8級の職務にある者に支給する旅費に相当する額とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、警察署協議会の運営に関し必要な事項は、会長が警察署協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。
(最初の会議の招集)
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、警察署協議会設立時における最初の会議は、警察署長が招集する。

附 則 (平成22年3月26日公安委員会規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。(後略)
(群馬県警察署協議会運営規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日から平成23年5月31日までの間における第2条の規定による改正

後の群馬県警察署協議会運営規則別表の規定の適用については、同表群馬県富岡警察署協議会の項中「7人」とあるのは「12人」と、同表群馬県安中警察署協議会の項中「5人」とあるのは「10人」とする。

- 3 前項の規定により読み替えられることにより増加することとなる定数に係る委員のうち群馬県富岡警察署協議会の委員については、この規則の施行の日の前日において第2条の規定による改正前の群馬県警察署協議会運営規則別表に規定する群馬県下仁田警察署協議会の委員である者（以下「旧下仁田警察署協議会委員」という。）をもって充てる。この場合において、当該増加することとなる定数に係る委員に充てられた委員の任期は、旧下仁田警察署協議会委員の任期が終了する日までとする。
- 4 附則第2項の規定により読み替えられることにより増加することとなる定数に係る委員のうち群馬県安中警察署協議会の委員については、この規則の施行の日の前日において第2条の規定による改正前の群馬県警察署協議会運営規則別表に規定する群馬県松井田警察署協議会の委員である者（以下「旧松井田警察署協議会委員」という。）をもって充てる。この場合において、当該増加することとなる定数に係る委員に充てられた委員の任期は、旧松井田警察署協議会委員の任期が終了する日までとする。

附 則 （平成23年2月28日公安委員会規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年3月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）～（3） （略）

（4）第2条の規定（群馬県警察署協議会運営規則別表群馬県大胡警察署協議会の項、群馬県境警察署協議会の項及び群馬県大間々警察署協議会の項を削る改正規定を除く。）

平成23年6月1日

（警察署協議会の委員の定数及び任期等に関する特例）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年5月31日までの間における群馬県警察署協議会運営規則別表の規定の適用については、同表群馬県前橋東警察署協議会の項中「13人」とあるのは「18人」と、同表群馬県高崎警察署協議会の項中「15人」とあるのは「19人」と、同表群馬県藤岡警察署協議会の項中「11人」とあるのは「7人」と、同表群馬県伊勢崎警察署協議会の項中「15人」とあるのは「20人」と、同表群馬県桐生警察署協議会の項中「14人」とあるのは「19人」と、同表群馬県吾妻警察署協議会の項中「5人」とあるのは「6人」と、同表群馬県長野原警察署協議会の項中「5人」とあるのは「4人」とする。
- 3 前項の規定により委員の定数が増加することとなる警察署協議会の委員であって、当該委員の定数の増加に伴い新たに任命される委員については、次の表の左欄に掲げる警察署協議会の区分に応じ、施行日の前日において、それぞれ同表の右欄に掲げる委員（以下「旧委員」という。）であった者（群馬県藤岡警察署協議会及び群馬県長野原警察署協議会の委員にあつては、公安委員会が指名する者に限る。）をもって充てる。この場合において、当該新たに任命される委員の任期は、その者の旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

警察署協議会	委員に充てる者
群馬県前橋東警察署協議会	群馬県大胡警察署協議会の委員
群馬県高崎警察署協議会	群馬県藤岡警察署協議会の委員
群馬県伊勢崎警察署協議会	群馬県境警察署協議会の委員
群馬県桐生警察署協議会	群馬県大間々警察署協議会の委員
群馬県吾妻警察署協議会	群馬県長野原警察署協議会の委員

附 則（令和4年3月9日公安委員会規則第3号）

この規則は、令和4年3月18日から施行する。ただし、第1条中群馬県警察の組織及び警察職員の配置定数に関する規則第5条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする改正規定及び同規則第40条の3の2を削る改正規定、第3条並びに第7条の規定は、同年4月1日から施行する。

別表

警察署協議会	委員の定数
群馬県前橋警察署協議会	15人
群馬県前橋東警察署協議会	15人
群馬県高崎警察署協議会	15人
群馬県高崎北警察署協議会	11人
群馬県藤岡警察署協議会	7人
群馬県富岡警察署協議会	8人
群馬県安中警察署協議会	6人
群馬県伊勢崎警察署協議会	15人
群馬県太田警察署協議会	15人
群馬県大泉警察署協議会	8人
群馬県館林警察署協議会	11人
群馬県桐生警察署協議会	15人
群馬県渋川警察署協議会	12人
群馬県沼田警察署協議会	9人
群馬県吾妻警察署協議会	5人
群馬県長野原警察署協議会	5人